



さくら通信9月号



2008年9月 No. 45

研修会・懇親会（9月5日）迫る！！



阿波観光ホテル		
研修会	4階 ダイヤモンドパレス	14:30～17:45
懇親会	5階 クリスタルパレス	18:00～20:00

ご出席の皆様はお忘れなく
今すぐ申し込めば追加申し込み可能です

創業50周年



昭和33年4月に木村義次・喜美子夫妻が始めたさくら合同事務所は、本年創業50周年を迎えることとなりました。公認会計士2名、会計士補1名（渦潮監査法人）、税理士3名（さくら税理士法人）、社会保険労務士2名（さくら社会保険労務士法人）、中小企業診断士1名が有資格者として活動しており、総人員38名です。その他に、労働保険事務組合徳島県労務能率協会、(株)さくらビジネスサービスがあります。

「組織力のある事務所」を旗印に50年間頑張ってまいりましたが、道半ばの思いが強い今日この頃です。今後ともご支援ご協力の程よろしくお願いします。
(竹内)

役員の休職と定期同額給与



役員給与は、原則として「毎月同額」であることが損金算入の条件であり、事業年度の中で変更した場合、変更前後の差額は損金とされません。

そのため、事業年度中に病気や事故で役員が長期休職するというケースは悩みどころ。女性役員の場合、出産による休職というケースもあり得ます。

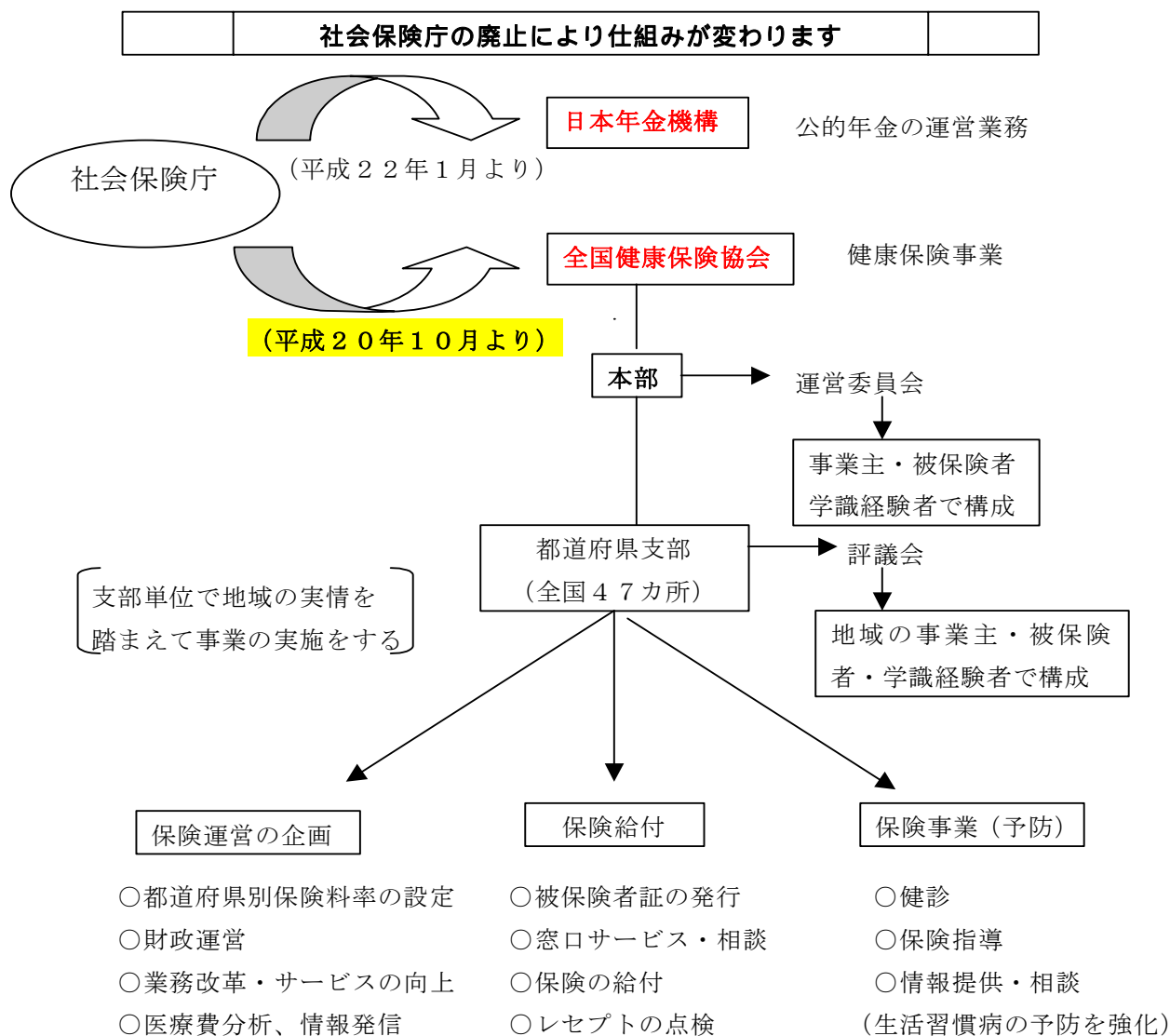
この場合、病気や出産による役員の一時的休職は「臨時改定事由」に該当し、給与改定があっても例外的に損金算入に制限はないと思われます。臨時株主総会等を開いて、休職期間中の定期同額給与減額を決め、また復職後の増額についても同様にすればよいでしょう。

反面、一時的休職期間中も従来と同額の給与を支払い続けるというケースは要注意。場合によっては「過大な役員給与」として判断される可能性があり、過大とされた部分は損金に算入できなくなります。

ただ、役員は、出社という目に見える部分だけをもって働いているかどうかを判断することはできません。電話での指示など、休職中も給与を支給する合理的な理由があれば問題はないと思います。将来の税務調査に備え、業務記録等の説明資料を残しておくことが望ましいといえます。
(大寺)



裏面も御覧下さい



※・保険給付の種類は従来どおりです。

- ・保険料は据え置き（設立1年以内）将来は、地域ごとに設定されます。すなわち、今後は都道府県ごとに保険料が異なる事になります。
- ・平成20年10月1日以降の加入、被保険者証の再発行は新しい被保険者証が発行されます。その他の人は順次新たな被保険者証への切り替えがされます。（木村）

社会保険料が9月から変わります

7月に提出致しました基礎算定届けにより、保険料に変更がある方がいらっしゃいますのでご注意ください。（宮本）

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号

ホームページアドレス : <http://www.skr39.co.jp/>

Eメールアドレス : kimutake@js4.so-net.ne.jp

TEL : 088-625-2556

FAX : 088-654-1181

表面も御覧下さい

